令和７年度
横手西部農業水利事業

吉田幹線排水路松館分水工実施設計その他業務

特　別　仕　様　書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第１章　総　　則

（適用範囲）

第１－１条

横手西部農業水利事業吉田幹線排水路松館分水工実施設計その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

（目的）

第１－２条

この業務は、国営横手西部土地改良事業の工事実施に資するため、吉田幹線排水路松館分水工（ゲート設備を含む）の実施設計及び皆瀬３号幹線用水路土井尻分水工の施工計画の検討を行うものである。

（場所）

第１－３条

本業務において対象とする場所は、秋田県横手市平鹿町醍醐字沖田地内他で別紙－１「位置図」に示すとおりである。

（土地の立ち入り等）

第１－４条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第１－16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。なお、現地立入りにあたっては、監督職員に事前連絡により確認後、作業に着手するものとする。

（低入札価格契約における第三者照査）

第１－５条

１　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第１－７条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

２　第三者照査の企業に要求される資格

（１）予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

（２）東北農政局において、令和７・８年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（３）東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（４）共通仕様書第１－30条守秘義務を遵守できるものであること。

（５）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

３　第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以

下の者であること。

・照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

・照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4　照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5　照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6　報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第４－１条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7　第三者照査の照査技術者のＡＧＲＩＳ登録

共通仕様書第１－12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8　契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第４１条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第１－６条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

（１）審査項目ａ）～ｃ）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

（２）審査項目ｄ）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

（３）その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

（４）業務成果品のミス、不備 等

（管理技術者）

第１－７条

管理技術者は、共通仕様書第１－６条第３項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資　　格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

（照査技術者）
第１－８条
１　照査技術者は、共通仕様書第１－７条第２項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資　　格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

２　本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。
　また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第１－７条第５項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
３　当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）
第１－９条
　担当技術者は、共通仕様書第１－８条によるものとする。

(配置技術者の確認)
第１－10 条
　共通仕様書第１－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第１－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。
（１）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
（２）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)
第１－11 条
　受注者は、共通仕様書第１－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。
　また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第２章　作業条件
（適用する図書）
第２－１条
　作業にあたっては次の基準等を適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

（１）土地改良事業計画設計基準及び運用・解説　設計「水路工」（平成２６年３月）
（２）鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）（平成２１年１１月）
（３）鋼製起伏ゲート設計要領（案）（平成１１年１０月）

（設計条件）
第２－２条
　設計作業における設計条件は、次のとおりである。
１　設計基本条件
（１）設計流量
　　松館分水工　　$Q_{1/10}$=49.2 ㎥/s
　　土井尻分水工　$Q_{1/10}$=16.1 ㎥/s
（２）吉田幹線排水路松館分水工ゲート設備
　　形　　式：鋼製起伏ゲート
　　純　径　間：８．００ｍ
　　有　効　高：１．１０ｍ
　　ゲート敷高　：ＥＬ６４．５４８ｍ
　　門　　数：１門
　　設計水位前面：１．４０ｍ
　　設計水位後面：０．００ｍ
　　操作水位前面：１．４０ｍ
　　操作水位後面：０．００ｍ
　　水密方式　　：前面３方ゴム水密
　　開閉装置　　：ワイヤーロープ式
　　駆動方式　　：電動、手動
　　操作方式　　：機側
　　周囲条件　　：水質　淡水
　　　気温　－２０～４０℃
　　　湿度　５～９５％

（貸与資料等）
第２－３条
　貸与資料は次のとおりである。

分　類	貸 与 資 料	数量
その他	平成 24 年度　横手西部農業水利事業 吉田幹線排水路基本設計その他業務　報告書	１部
	平成 25 年度　横手西部農業水利事業 大宮川幹線排水路他基本設計その他業務　報告書	１部
	平成２７年度　横手西部農業水利事業 皆瀬３号幹線用水路実施設計業務　報告書	１部

（貸与資料の取り扱い）
第２－４条
　第２－３条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。
（１）貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
（２）貸与資料は、原則として初回打ち合わせ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第３章 作業内容

（作業項目及び数量）

第３－１条

本業務における作業項目及び数量等は次のとおりである。なお、詳細は別紙－２「設計作業項目内訳表」に示すとおりである。

［設計業務］

作　業　項　目	数 量	備　考
１　吉田幹線排水路松館分水工実施設計	１式	
２　吉田幹線排水路松館分水工ゲート設備実施設計	１式	
３　皆瀬３号幹線用水路土井尻分水工施工計画検討	１式	

（作業の留意点）

第３－２条

本業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

（１）設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

（２）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

（３）施工計画（仮設計画を含む。）は、施工性及び経済性を考慮、検討のうえ、監督職員と協議し、作成するものとする。

（４）第２－３条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

（５）施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

（６）当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ（ＮＮＴＤ）及び新技術情報システム（ＮＥＴＩＳ）等を積極的に活用しなければならない。

①農業農村整備民間技術情報ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ（ＮＮＴＤ）については
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。

②新技術情報システム（ＮＥＴＩＳ）は
http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。

（７）数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

①「工事工種の体系化」は
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

（業務の成果品質確保対策）

第３－３条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

１）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

①設計条件・前提条件
②業務計画の妥当性
③スケジュール
④設計変更内容
⑤その他：作業の留意事項等

２）会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

（２）合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

（３）照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

（４）当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

（５）業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第４章　打合せ

（打合せ）

第４－１条

共通仕様書１－10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初　回　着手前（設計作業着手段階）
第２回　中間打合せ（基本条件整理段階）
第３回　中間打合せ（構造設計段階）
第４回　中間打合せ（施工計画段階）
最終回　最終打合せ（報告書原稿作成段階）

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第５章　成果物

（成果物）

第５－１条

成果物を共通仕様書第１－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

１．成果物の電子媒体（CD-R 等）正副　２部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）により別途１部提出するものとする。

２．成果物の出力　１部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第５－２条

成果物の提出先は次のとおりとする。

秋田県横手市大屋新町字大平 99-39

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第６章　契約変更

（契約変更）

第６―１条

業務請負契約書第17 条から第20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

（１）第２－２条に示す「設計条件」に変更が生じた場合

（２）第３－１条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

（３）第４－１条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

（４）第５－１条に示す「成果物」に変更が生じた場合

（５）履行期間の変更が生じた場合

（６）関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合

（７）その他

第７章　業務管理

（業務管理）

第７―１条

（１）本業務は、受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

（２）情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。

（３）受注者は、発注者から技術上の問題把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第８章　定めなき事項

（定めなき事項）

第８－１条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－１

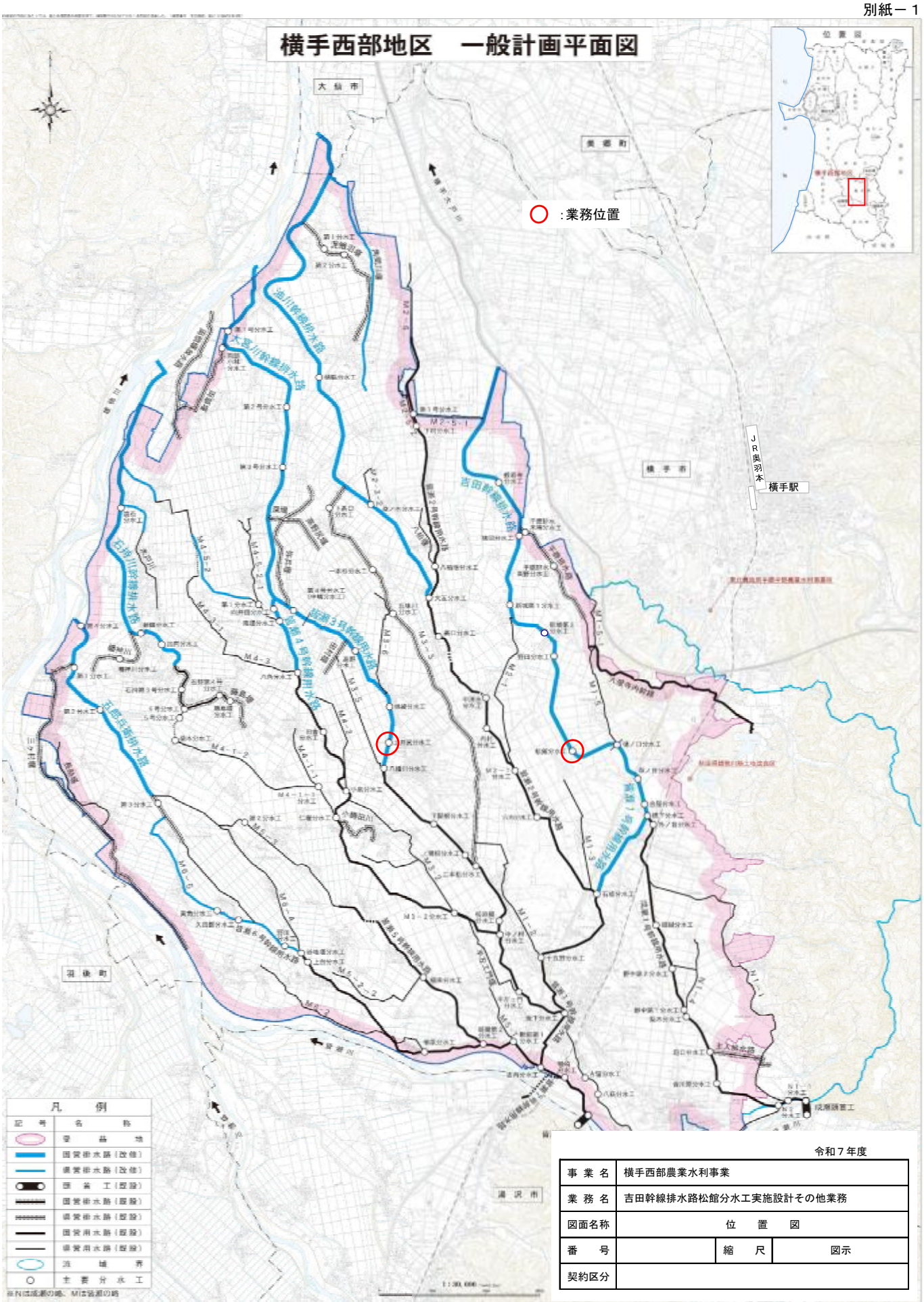

令和７年度

事業名	横手西部農業水利事業		
業務名	吉田幹線排水路松館分水工実施設計その他業務		
図面名称	位置図		
番号		縮尺	図示
契約区分			

別紙２　「設計作業項目内訳表」

【吉田幹線排水路　松館分水工　実施設計】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1　現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○
2　資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3　設計計画 3-1 基本条件の検討	貸与資料に基づく水理構造条件を決定する。	○
3-2 型式、規模及び構造の検討	型式、規模、構造を決定する。	○
4　水理構造計算	実施断面の水理計算及び各種損失水頭の計算を行う。各断面についての構造計算を行う。	○
5　構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図等を作成する。	○
6　土工図作成	施工区分毎の切盛土量、法長、敷地幅等詳細図を作成する。	○
7　数量計算	土工、コンクリート、附帯施設等の詳細数量計算をする。	○
8　施工計画	ゲート設備の製作・据付を含む、土工計画、仮設備その他施工順序、施工方法、工程計画、仮設計画図等を作成する。	○
9　概算工事費積算	各工種単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
10　総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○
11　照査	作成した資料について、照査を行う。	○
12　点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○

【吉田幹線排水路　松館分水工ゲート設備　実施設計】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 設計計画	準備作業として設計に必要な資料収集等を行い、作業計画を立案する。	○
2 基本事項	ゲート形式、水密方式、巻上方式を検討し、基本事項を決定する。	○
3 詳細事項	操作制御方式、付属設備の仕様・配置を検討し、詳細事項を決定する。	○
4 設計計算	材質・部材の検討決定、装置・諸元の検討決定、機器配置の検討決定を行い、設計計算書をとりまとめる。また、特別仕様書(案)を作成する。	○
5 設計図	一般構造図(全体配置図)、操作制御設備配置配線図、操作制御設備単線結線図を作成する。	○
6 材料計算	主要部材数量表(内訳表・集計表)及び機器数量表(規格・容量)を作成する。	○
7 照査	作成した資料について、照査を行う。	○
8 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○

【皆瀬3号幹線用水路　土井尻分水工　施工計画検討】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1　現地調査	施工計画検討に必要な調査を行う。	○
2　資料の検討	施工計画検討のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3　数量計算	施工計画検討に伴う土工、仮設備等の詳細数量計算をする。	○
4　施工計画	土工計画、仮設備その他施工順序、施工方法、工程計画、仮設計画図等を作成する	○
5　概算工事費積算	各工種単価を作成し、概算工事費を算定する。	○